

氏 名：高村昌枝  
学 位 の 種 類：博士(看護学)  
学 位 記 番 号：博看護第4号  
学位授与の要件：学位規則第4条第1項該当  
学 位 論 文 題 目：看護部長が行うコンフリクト・マネジメントに関する研究—診療報酬改定への対応における看護師長とのコンフリクトに焦点を当てて—  
研 究 指 導 教 員：坂本すが  
研究副指導教員：宮本千津子  
論 文 審 査 委 員：(主査) 佐々木美奈子 (副査) 末永 由理  
(委員) 廣島 麻揚 (委員) 荒木 暁子

## 論文審査結果の要旨

本研究は、看護部長が役割とする健全経営への貢献と看護サービスの質保証との達成に伴う活動のなかから診療報酬改定への対応に焦点を当て、この取り組みにおいて発生する看護部長と看護師長との間に発生するコンフリクトと看護部長が行うマネジメントの状況を明らかにすることを目的として実施された。12名のインタビュー結果から、112の概念と32のサブカテゴリー、13のカテゴリーを生成しつつ、看護部長が診療報酬改定への対応に取り組む組織を機能させるプロセスの中で、ケアやスタッフへの影響や看護師長の葛藤を考えるとともに、取り組みにより良い成果を得ることを目指すが、防ぎきれず発生する看護師長とのコンフリクトに対処し、取り組みを再開するというプロセスを経ていることを明らかにした。

診療報酬改定への対応は、病棟看護師の負担になる場合も多く、さらには、患者の不利益につながると捉えられる場合もあるため、病棟看護師が反対意見を持つ場合もあり、病棟看護師を束ねる看護師長と、病院の方針を進める看護部長の間で、コンフリクトが生じることが考えられる。従来、看護部は上位下達の強い組織とも言われてきたが、本研究では、コンフリクトを予測し、細やかに対処する看護部長のマネジメントのプロセスが描かれており、変化が激しい時期に必要な組織マネジメントを明らかにした重要な研究と捉えた。

以上から、博士(看護学)の学位授与要件を充たす論文と評価する。

令和6年2月13日

論文審査委員(主査)氏 名 佐々木 美奈子